

第 8 4 回国民スポーツ大会・第 2 9 回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針

第 8 4 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 2 9 回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）及び一般観覧者の輸送については、道路及び交通の状況等に十分配慮しながら、安全かつ確実に行うものとする。

1 参加者の輸送

(1) 全国輸送

ア 全国から来県する参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとする。

イ 県及び会場地市町村は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

(2) 開・閉会式の輸送

ア 開・閉会式における参加者の輸送については、県が会場地市町村及び関係機関等の協力を得て実施する。

イ 原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

(3) 競技会場の輸送

ア 国スポの競技会場地における参加者の輸送については、会場地市町村が県及び関係機関等の協力を得て実施する。また、同一の競技を 2 市町村以上の会場地で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町村が協議して実施する。

イ 全スポの競技会場地における参加者の輸送については、県が関係機関等の協力を得て実施する。

(4) 指定集合地の設定

県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バス、タクシーその他の車両の乗降場として指定集合地を設ける。

2 一般観覧者の輸送

(1) 開・閉会式及び競技会場地における一般観覧者の輸送については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、バス、タクシー及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

(2) 自家用車で開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況に応じて必要な制限を行う。

3 車両等及び駐車場の確保

(1) 参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

(2) 車両の確保については、ユニバーサルデザインやバリアフリーに対応した車両の確保に努める等、障がい者等の移動に配慮する。

(3) 県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

4 交通安全対策

県及び会場地市町村は、期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 環境に配慮した運営

県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、自家用車での乗り入れ自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど、環境に配慮した運営に努める。